<http://www.coindesk.com/information/is-bitcoin-legal/>

ビットコインは合法なのでしょうか？

ビットコインには警察、税務署、規制当局が目を光らせており、既存の法律の枠組み内にどう適用できるのか、必死に探っています。ビットコイン上の活動が合法かどうかは、自分の身分と活動内容の2つの要素により決まります。

ビットコインは規制当局や警察の間で議論を巻き起こしています。どちらの機関も、 [ビットコインという仮想通貨](http://www.coindesk.com/bitcoin-law-what-us-businesses-need-to-know/) をどうにかしてうまく制御したい、と考えています。まだ論争は始まったばかりで、法執行側ではいまだに多くの機関が通貨の暗号化すら理解できずにいます。法律の制定などは先の話でしょう。混乱が続いていますが、一つだけはっきりした疑問があります。**ビットコインは合法なのでしょうか？**

答えは「合法」です。ただし、ビットコインを用いて何を行っているか、に拠ります。ビットコインをめぐる複雑な法規制の実態を記したガイドラインを用意しましたので、そちらを参照してください。議論はほとんど米国を念頭に置いています。法解釈をめぐる問題が特に多く発生しているからです。

## ビットコインの何が問題とされているのでしょう？

[](http://media.coindesk.com/2013/08/legal.jpg)政府組織はビットコインが示唆する可能性に対して、年々猜疑心を強めています。ビットコインは匿名で使用することが可能であり、したがって資金洗浄の温床となりかねないからです。特に、通貨が権力分散型の構造を採用していることが、規制当局には気になるようです。

2012年4月には、FBIはすでに [文書を発行して](http://cryptome.org/2012/05/fbi-bitcoin.pdf) ビットコインにまつわる懸念をクローズアップしていました。特に、eGoldやWebMoneyなどの中央集権型デジタル通貨との違いを際立たせています。アメリカで行われる取引に規制をかけることはできるが、オフショアの取引に関しては難しいため、犯罪者が追跡されることなく非合法な目的でビットコインを好き放題に利用できるのでは、と懸念を表明しています。

ビットコインはシルクロード（TOR匿名ブラウジングネットワークからのみアクセス可能な匿名オンラインマーケット）で普通に通貨として利用されています。シルクロードは、麻薬など、多くの国で非合法とされている商品を売る目的で一般的に利用されています。これをうけて、アメリカ上院議員 Charles Schumerは [サイトのシャットダウンを呼びかけました。](http://www.nbcnewyork.com/news/local/123187958.html)特に、ビットコインと直接関連付けて、ビットコインを「（犯罪の）代理人通貨」と呼んでいます。米国麻薬取締局は [ビットコインを押収した経緯があります。](http://www.coindesk.com/bitcoins-seized-by-drug-enforcement-agency/) 2013年に、麻薬を購入しようと試みた米国在住の人物が対象でした。

## 誰が規制しているのでしょう？

規制当局の活動は国ごとに異なります。それでも、国家レベルの金融規制当局がビットコインや他の仮想通貨に興味を持ち、地方レベルの規制当局も恐らく同様に関心を払っていることは想像がつくでしょう。

#### FinCEN

財務省管轄の組織である米国の金融犯罪執行ネットワーク([FinCEN](http://www.fincen.gov/))が、行動を開始しました。仮想通貨の使用に関するガイドラインを発行しています。FinCENの2013年3月18日付け [ガイドライン](http://fincen.gov/statutes_regs/guidance/html/FIN-2013-G001.html) は仮想通貨のユーザーが金融サービスビジネス(送金ビジネス、またはMTBとも呼ばれます)を営んでいるとみなされる状況を定義しています。MTBは資金洗浄防止（AML）や顧客熟知（KYC）規制に準拠しなければならず、取引相手についても身元をはっきりさせる必要があります。

#### CFTC

米国商品先物取引委員会([CTFC](http://www.cftc.gov/index.htm))は金融派生商品を取り扱っており、まだ新たな規制は発表していません。しかし、 [いつでもやれる](http://www.reuters.com/article/2013/05/06/net-us-bitcoin-regulation-idUSBRE9450Y520130506)という姿勢は明確に打ち出しています。

#### SEC

米国証券取引委員会(SEC)は仮想通貨に関して明確な規制を打ち出していませんが、捜査官の教育支援部門は [捜査官に対して通達を出しており、](http://investor.gov/news-alerts/investor-alerts/investor-alert-ponzi-schemes-using-virtual-currencies) ビットコインを利用した違法な投資活動について人々に注意を呼びかけています。特に、ねずみ講について警告を発しています。例えば、 [この例が示すように、](http://www.sec.gov/News/PressRelease/Detail/PressRelease/1370539730583#.UhMqqmSjBe5) テキサスに住む Trendon T Shavers（通称「pirateat40」）はBitcoin Savings and Trustの創立者かつ責任者として、投資家に毎週7%のリターンを約束して70万ビットコインを集めていました。

#### 立法機関

SECのケースが発端となり、政府の立法機関はビットコインの法的な位置付けを検討する必要に迫られています。Shaversの主張によると、ビットコインは通貨ではないため、彼を証券詐欺罪で起訴することはできない、となります。しかし、Amos Mazzant判事 [は覚書を発行して、](http://www.coindesk.com/us-judge-rules-bitcoin-is-a-currency-or-form-of-money/) ビットコインは通貨として利用可能である、と強調しました。

2013年8月、アメリカ上院は [各法執行機関宛の手紙の中で](http://www.coindesk.com/us-senate-committee-initiates-inquiry-into-bitcoin-and-virtual-currencies/) 、仮想通貨の持つ脅威とリスクについて質問を行っています。手紙は、 [この例にあるように](http://www.scribd.com/doc/160205332/US-Senate-committee-virtual-currency-letter) 国土安全保障省にも出されており、仮想通貨による取引を追跡する手段が規制当局や警察機関に与えられていないことの苛立ちが述べられています。仮想通貨の扱いに関連した政策やガイドラインの策定を要求しており、またこの話題に関する戦略的な活動の情報開示を求めています。

#### 各州

アメリカの各州は独自の金融規制当局と金融法を保持しており、ビットコインについても個別に対応を行っています。カリフォルニアとニューヨークは特にビットコイン関連の組織追求を熱心に行っています。他では、例えばニューメキシコ、サウスカロライナ、モンタナでは、送金ビジネスを規制していません。各州ごとに送金法がどう異なるか、一覧が [こちらに](http://www.moneytransmitterlaw.com/state-laws/)掲載されています。

2013年5月、カリフォルニア州の金融規制当局は [一通の手紙を](http://www.coindesk.com/california-issues-cease-and-desist-letter-to-bitcoin-foundation/) ビットコインの普及を目的に設立された非営利組織であるBitcoin Foundation宛てに出し、彼らの活動が送金ビジネスに該当する可能性があると警告しました。また、メンバーに対しても罰金や懲役の可能性を示唆し、圧力を加えています。

2013年8月、ニューヨーク州の金融部門は[召喚状を](http://www.coindesk.com/new-york-state-financial-regulator-issues-subpoenas-to-bitcoin-companies/)22のビットコイン関連企業に送りつけました。ただし、手紙は調停を主に念頭において書かれており、デジタル通貨業界において適切な規制ガイドラインを策定するための対話を要求しています。

#### 民間セクター（銀行）

ビットコイン取引に関わる人々の [口座を停止](http://www.coindesk.com/commonwealth-bank-closes-coinjars-business-and-founders-personal-accounts/) した銀行もいくつか存在します。少なくとも [一つのケースにおいて、](http://www.coindesk.com/canadian-bank-drops-btc-exchange/)原因は企業側に送金ビジネス（MTB）口座が無く、銀行がそれを快く思わなかったことでした。

## 私達にはどんな影響があるのでしょう？

ビットコイン上の活動が合法かどうかは、自分の身分と活動内容の2つの要素により決まります。ビットコインには、主に3つの立場から関わることになります。一つ以上のカテゴリに該当する人もいます。各カテゴリには、個別に異なる法規制がかけられます。

#### ユーザー

ビットコインを所持し、貯めるか使う人々を指します。FinCENのガイドラインにおいては、ユーザーとは、単にビットコインをモノやサービスを交換したり、合法的に使用したりする人々と定義されています。

FinCEN：「このタイプの両替可能な仮想通貨を作成し、実体のあるモノ、ないモノ、あるいはサービスを購入する個人は権力分散型の両替可能な仮想通貨のユーザーであり、送金者に対する規制の対象にはなりません。」

#### 採掘者

FinCENのガイドラインによると、ビットコインを発行し、不換紙幣と交換する人々は規制の対象とされてしまいます。

FinCEN：「それに対して、両替可能な仮想通貨を作り出し、それを別の個人に売って実効通貨やその同等品を得る個人は、別の場所への通貨の移動に関与したことになり、送金者となります。」

採掘者はこのカテゴリに該当し、理論的にはMTBの区分に入れられることが可能です。この条項はビットコインの採掘者にとっては論争の種となっており、 [これまでにも、より明確な定義が要求されてきました](http://www.coindesk.com/fincen-quizzed-on-mining-regs/)。この件は、私達が知る限りでは、まだ裁判所に持ち込まれていません。

#### 両替商

両替商はMTBとして定義されています。

FinCEN：「加えて、次の場合には、ある個人は送金者かつ両替人になります：通貨、資金、または通貨の代替となる他の価値の受領と送金を行う過程の一部として、そのような権力分散型の両替可能な仮想通貨を誰かから受け取り、別の個人に送金した場合です。」

## 税法

[](http://media.coindesk.com/2013/08/US-tax-form.jpg)

2009年に、米国国税庁(IRS)は [仮想経済内で仮想通貨を使用する際の税法適用についての情報を公開しました。](http://arstechnica.com/gaming/2009/01/taxpayer-advocate-urges-irs-to-tax-economy-in-virtual-worlds/)それによると、納税者は仮想経済内で収入を得ることが可能であり、それは課税対象とみなされます。ただし、このガイドラインの適用範囲はおおまかに言って物々交換、ギャンブル、ビジネス、趣味を通じた収入に関連付けられています。

しかし、IRSは、仮想経済の外側（つまり、実体経済）でも利用可能な「オープン」型の仮想通貨についてのガイドラインはまだ公開していません。2013年5月に公開された27ページの報告書 [[PDF](http://www.gao.gov/assets/660/654620.pdf)] によると、米国会計検査院 (GAO) [はこの点についてのさらなる明確化](http://www.coindesk.com/irs-targets-bitcoin/) をIRSに促しています。

IRSの回答によると、発行済みのガイドラインは実体経済でも使用可能な仮想通貨にも今や適用できる、とされています。また、匿名の電子決済システムを使用すれば税法に順守しなくてもすむ状況が出現する可能性について調査中であり、この件については他の国家機関と協力している、とも回答しています。

2013年6月、サイバー攻撃の調査を担当するIRS部門の責任者は [ファイナンシャル・タイムズに答えて](http://www.ft.com/cms/s/0/5c7a453e-cf97-11e2-a050-00144feab7de.html#axzz2cSJezz57) 「仮想世界をベースにした通貨と決済システム」を利用してIRSから無申告収入を隠す行為は脅威とみなしており、「全力で対処する」と発言しています。.つまり、不換紙幣の代わりにビットコインで収入を得たからといって、税金を払わずに済むとは思うな、ということです。

## 業界はどう反応しているのでしょう？

規制の懸念が徐々に高まるにつれ、業界もさまざまな方法で対処を行っています。

* 共同で自主規制機関 [（DATA）](http://www.coindesk.com/bitcoin-industry-leaders-launch-data-a-self-regulatory-body/)を設立し、規制当局と公開の場で討論を深めようと数社が動き出しています。
* ビットコイン基金は [専門の委員会を設立し、](http://www.coindesk.com/bitcoin-foundation-forms-committees-for-legal-defence-and-regulation/) 法律のガイダンスを提供し、法規制の誘導を試み、規制当局との連携を行っています。
* MTBライセンスを州と国の両面で取得できるよう、対話が続けられています。この件にけりがつくまで、アメリカの顧客とはビジネスを避けている企業もあります。

## 他の国々

#### ドイツ

ドイツはビットコインと仮想通貨の規制において恐らく最も先進的な国でしょう。未解決の課題がまだ残っていますが、ドイツ政府は1年を超えて継続しているビットコイン取引については25%のキャピタルゲイン税を [免除](http://www.coindesk.com/german-government-relieves-capital-gains-tax-on-bitcoin-positions/) することに決めました。また、ビットコインを民間資金の一種として[区分け](http://www.coindesk.com/germany-official-recognises-bitcoin-as-private-money/) しています。

#### タイ

2013年7月、タイがビットコインを禁止したとのニュースが流れました。実際には、[あちこちで指摘されていた通り、](http://www.coindesk.com/bank-of-thailand-allegedly-declares-bitcoin-illegal-thai-exchange-suspends-trading/)まだ取引を続けていた両替所もあり、ビットコインを禁止したとされるタイ銀行は禁止を執行できるだけの法的な権力を有していませんでした。2013年8月時点では、タイ銀行は単に懸念となっている（ビットコインの）両替所にライセンスを付与するかどうか、検討していただけです。

「ライセンスを得ていないからと言って、タイ在住の個人が別の国にあるビットコイン両替所（例：Mt. Gox）を通じてビットコインの売買を行うのが違法である、と自動的に決まるわけではありません。」 [この声明が](http://asiancorrespondent.com/111332/has-bitcoin-been-banned-from-thailand/) タイ銀行の支配人、Prasarn Trairatvorakuから出されています。

#### インド

インド中央銀行は、 [「ビットコインを注意深く見守っている」](http://articles.economictimes.indiatimes.com/2013-08-14/news/41409715_1_bitcoin-gox-virtual-currency)とされています。仮想通貨を理解するために情報を収集していますが、現時点では規制を施行することには興味が無いようです。

#### カナダ

カナダはビットコインを徴税対象とする、と [発表しました。](http://www.coindesk.com/canada-to-tax-bitcoin-users/) 2つの方法を用いるようです。モノやサービスの取引は物々交換取引の規則に従って処理されます。有価証券取引の規則によると、商品取引の結果得られた利益は、収入または資産とみなされます。